

## 働く世代の健康づくり推進に向けた包括連携に関する協定書

SOMPOひまわり生命保険株式会社（埼玉統括部取扱い；以下「甲」という。）と埼玉労働局（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の密接な連携・協力を図り、働く世代の健康づくりを推進することを目的とする。

## （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力を図るものとする。

- （1）働く世代の健康保持増進に関すること
- （2）健康経営<sup>※</sup>の普及・促進に関すること
- （3）メンタルヘルス対策の推進に関すること
- （4）食生活の改善，運動習慣の定着等の生活習慣の改善の促進に関すること
- （5）女性特有の健康課題への対応に関すること
- （6）高年齢労働者の安全と健康の確保に関すること
- （7）病気の治療と仕事の両立支援に関すること
- （8）受動喫煙対策に関すること
- （9）その他，前条の目的の達成に資すること

※ 「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な連携事業については、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

## （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は本協定の履行以外の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後においても、前項に規定する義務を負う。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意を持って協議し、決定する。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年10月31日

甲 東京都新宿区西新宿六丁目13番1号  
SOMPOひまわり生命保険株式会社  
埼玉統括部

部長

乙 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2  
ランド・アクシス・タワー16階  
埼玉労働局

局長